# 高知市立学校における学校生活のルールや決まり(校則など) の見直しに関するガイドライン

# 1 はじめに

学校生活のルールや決まり(校則など)は、児童生徒が健全な学校生活を過ごし、よりよく成長していくための行動の指針として、学校の実情等に応じて定められるものです。 児童生徒が、「自分たちの決まりは、自分たちで作り、自分たちで守る」という民主主義の基本を身に付けながら、集団生活においてよりよく過ごすために自ら判断し、行動する力を育成する意味もあります。

#### 2 学校生活のルールや決まり(校則など)についての基本的な方針

学校生活のルールや決まり(校則など)については,子どもの権利を守る観点等に鑑み,以下に示す内容を踏まえて策定および運用を行います。特に,児童生徒の行動や服装等に一定の制限を課すような場合には,各学校において明文化しておくことが大切です。

- (1) 学校生活のルールや決まり(校則など)の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めること。また、しつけや道徳、健康に関する細かな事項は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組や、児童生徒の自主的な取組とする視点も持つこと。
- (2) 学校生活のルールや決まり(校則など)の内容は、児童生徒の体力面や健康状態など個々の状況を踏まえ、画一的にならないものが望ましいこと。特別な支援が必要な児童生徒への合理的配慮や、さまざまな文化を背景に持つ児童生徒や性の多様性に対してのきめ細やかな配慮とともに、児童生徒や保護者の判断・選択が行える内容も検討すること。
- (3) 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため、学校生活のルールや決まり(校則など)の内容については適宜見直す機会を設けること。

その際には、児童生徒が主体的にルールや決まりについて考える機会を設けたり、保護者の意見を聴取するなど、学校、児童生徒、保護者・地域の三者による合意形成を大切にすること。

# 3 学校生活のルールや決まり(校則など)のあり方の見直し

(1) 見直しの目的について

学校生活のルールや決まり(校則など)は、社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となり、教育的意義を有していると言えます。しかしながら、その内容においては社会通念上合理的な説明ができる範囲とされており、社会情勢の変化が大きい

現代においては、不断にその内容を見直し、その合理性を検証する必要があります。

(2) 見直しの観点

文部科学省の示す,生徒指導の3機能「児童生徒に自己存在感を与えること」「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え,自己の可能性の開発を援助すること」に沿った内容となっているかを基準として,以下の3つの観点から見直しを行う。

- ア 児童生徒が自ら考え、自ら決定していくような仕組みの構築
- イ 必要かつ合理的な範囲内で制定されること
- ウ 学校生活のルールや決まり(校則など)の公表について

#### ア 児童生徒が自ら考え、自ら決定していくような仕組みの構築

各学校で、学校生活のルールや決まり(校則など)について、教職員や児童生徒、保護者とともに話し合い、考える場を作ります。

- ① 見直しに当たって児童生徒が主体的に考える機会を設けるため、各校の児童生徒会活動において、各学校の学校生活のルールや決まり(校則など)について児童生徒が話し合う活動を毎年度行うようにします。
- ② 学校評価の項目に保護者や地域の意見が見直しに反映されるよう、学校生活のルールや決まり(校則など)についての事項を設定します。また、学校運営協議会等、地域の方からの意見を反映できる場を通して、その結果についての協議を行います。
- ③ 各学校においては、校則検討委員会等の、学校生活のルールや決まり(校則など) に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に学校生活のルールや 決まり(校則など)についての見直しが毎年度行われる体制づくりを行います。

#### イ 必要かつ合理的な範囲内で制定されること

学校生活のルールや決まり(校則など)は、児童生徒の規範意識を醸成し、集団生活の秩序や安全を維持するなど、学校を取り巻く社会環境に応じて機能してきました。今回のあり方の見直しは、現在の学校生活のルールや決まり(校則など)が、児童生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないかなどの観点から実施するものです。小学生らしい、または中学生らしい等の抽象的な概念ではなく、現在の社会通念に照らして合理的な理由が説明できる内容でなければなりません。例えば、以下に示すような内容については各学校において見直しを行うこととします。

- ① 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定
  - 例) 地毛の色について、学校の承認を求めるもの 他
- ② さまざまな文化や性の多様性に配慮がない規程
  - 例)制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの
  - 例) 男子は耳にかからない長さとするなど、性別ごとに違った髪型の規定をしているもの
  - 例) 夏服時は半そでのシャツのみとするなど肌を隠すことが許されない服装の規 定をしているもの
- ③ 健康上の配慮がない規程
  - 例) 服装の選択に柔軟性がないもの
  - 例) マフラーやタイツの禁止など、体調維持に問題が生じるもの
  - 例) 給食は決められた時間内に残さず食べるなど、健康被害につながるもの
- ④ 合理的な理由を説明できない規定や人によって解釈が曖昧になるような規定
  - 例) 女子は靴下を三つ折りにしてはくなど、目的がわかり難いもの
  - 例) 靴, 靴下, 肌着等は白一色とするなど, 色を過剰に限定するものもの
  - 例)過去に制定されたルールなど,現在の生活にそぐわないにも関わらず,慣例のように存続され,見直しがされていないもの

上記はあくまでも例示であり、これ以外にも合理的な説明が難しいと思われる内容については積極的に見直しを行うこととします。また、見直しの取組については適切に記録・保存し引き継ぎます。

# ウ 学校生活のルールや決まり(校則など)の公表について

学校生活のルールや決まり(校則など)について、児童生徒・保護者・地域の方などに理解と協力を得るため、学校通信やホームページを活用して周知を行います。